

緊急時の対応

[大規模な鉄道事故・自然災害・交通ストライキなどにより、交通機関が不通になった場合の措置について]

JR学研都市線(京橋一松井山手間)・京阪電車のいずれか一方または両方が大規模な事故・自然災害・交通ストライキなどの理由により、不通の状態にあるときは下記に示す時間帯で、時間の繰り下げまたは臨時休校の措置を講じる。

1. 午前7時以前に運休が解除されたときは平常どおり授業を行う。
2. 午前9時までに運休が解除されたときは3限目より授業を行う。
午前11時までに運休が解除されたときは5限目より授業を行う。
3. 上記以外の場合は、臨時休校とする。
(定期考査中は7時までに解除されないときは、臨時休校とする)

※ なお、不通の区間及び状況により、別途、措置を講じる場合があるので、必ず ホームページまたはGoogle Classroomで確認すること。また、京阪バス、JR(学研都市線以外)、地下鉄等の不通状態の場合も、別に指示することがありますので、あわせて、ホームページまたはGoogle Classroomで確認すること。

[特別警報または暴風警報が発令された場合の措置について]

1. 特別警報または暴風警報(以下「暴風等警報」という。)が、午前7時以前に東部大阪のすべての市区町村において解除された場合は平常どおりの授業を行う。
2. 暴風等警報が、次の時間帯に東部大阪のすべての市区町村において解除された場合
 - ・午前9時00分までに解除された場合3限目より、
 - ・午前11時00分までに解除された場合5限目より、該当する時間割で授業を行う。
3. 上記以外の場合は、臨時休校とする。

なお、授業がおこなわれる場合は、東部大阪以外に居住している生徒の市区町村が暴風警報等発令中は自宅待機とし、居住市区町村の暴風警報等が解除になってから登校すること。その際の欠けた授業については公欠扱いとする。

参考資料

大阪府の警報区分

大阪市 大阪市

北大阪 高槻市・茨木市 その他

東部大阪 守口市・枚方市・八尾市・寝屋川市・大東市・柏原市・門真市

東大阪市・四條畷市・交野市